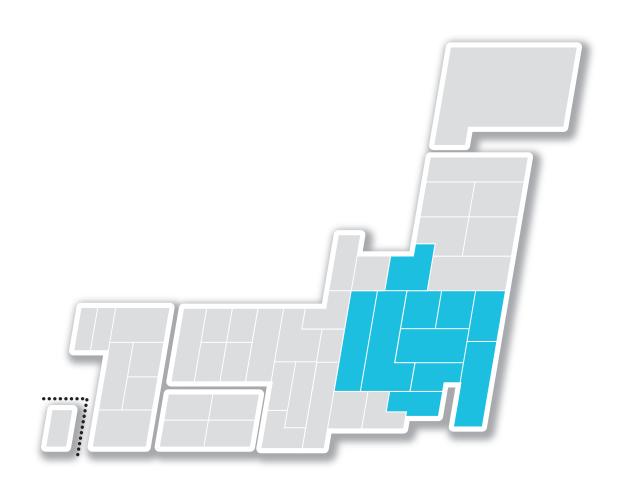
### 関東・甲信越 の市区町村事例



#### 事例

| 事例番号 | 都道府県  | 道府県 自治体 中核機関・権利擁護センター等名称 |                      | ページ   |
|------|-------|--------------------------|----------------------|-------|
| 8    | 茨城県   | 取手市                      | 成年後見サポートセンター         | P.63  |
| 9    | 茨 城 県 | 牛久市                      | 牛久市成年後見サポートセンター      | P.67  |
| 10   | 栃木県   | 栃木市                      | 栃木市成年後見サポートセンター      | P.71  |
| 11   | 群馬県   | 渋川市                      | 渋川市成年後見サポートセンター      | P.75  |
| 12   | 埼玉県   | 志木市                      | 志木市後見ネットワークセンター      | P.79  |
| 13   | 千葉県   | 浦安市                      | うらやす成年後見・生活支援センター    | P.83  |
| 14   | 東京都   | 江戸川区                     | 安心生活センター             | P.87  |
| 15   | 東京都   | 新宿区                      | 新宿区成年後見センター          | P.91  |
| 16   | 東京都   | 町田市                      | 町田市成年後見センター          | P.95  |
| 17   | 神奈川県  | 藤沢市                      | ふじさわあんしんセンター         | P.99  |
| 18   | 神奈川県  | 横須賀市                     | 横須賀市・横須賀市社会福祉協議会     | P.103 |
| 19   | 新潟県   | 佐渡市                      | 佐渡市社会福祉協議会成年後見支援センター | P.107 |
| 20   | 山梨県   | 甲府市                      | 甲府市社会福祉協議会           | P.111 |
| 21   | 長野県   | 伊那市、他                    | 上伊那成年後見センター          | P.115 |
| 22   | 長野県   | 飯田市、他                    | いいだ成年後見支援センター        | P.119 |

#### ポイント解説一覧

|   | テーマ     | ページ   |
|---|---------|-------|
| 2 | 活用可能な財源 | P.128 |

#### コラム一覧

|   | テーマ                                    |       |  |  |  |
|---|--|-------|--|--|--|
| 4 | 「チーム」による支援と後見人の役割<br>東京都社会福祉協議会 川井 誉久  | P.123 |  |  |  |
| 5 | 意思決定支援のチームメンバーとしての本人<br>日本社会福祉士会 星野 美子 | P.124 |  |  |  |
| 6 | 既存の会議等の活用<br>取手市役所 寺崎 邦秀               | P.125 |  |  |  |
| 7 | 中核機関に期待したい情報の発信と収集<br>エール社会福祉事務所 西田 一朝 | P.127 |  |  |  |

#### 人口

**自治体名** 茨城県取手市 **区分** 単独・直営+委託(社協)

キーワード 市民後見人育成 連携ネットワーク構築

#### 「成年後見制度利用促進連携協議会」と 「消費者安全確保地域協議会」を兼ねた協議会

#### I. 概要

#### 1. 自治体概要

| 人口              | 107,161人    |
|-----------------|-------------|
| 面 積             | 69.94km²    |
| 高齢化率            | 31.1% (H27) |
| 地域包括支援センター      | 4か所         |
| 日常生活自立支援事業利用者数  | 34人         |
| 障害者相談支援事業所      | 7か所         |
| 療育手帳所持者数        | 747人        |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 892人        |

(2018年度末時点・利用者数は2018年度実績)

# 

#### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数 (合計) | 後見   | 保佐  | 補助 | 任意後見 |
|-----------|------|-----|----|------|
| 114人      | 101人 | 10人 | 2人 | 1人   |

(2020年2月末日時点)

#### ②市長申立て件数

| 年 | <b>き</b> 度 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (2月末時点) |
|---|------------|-------|-------|-------|---------------|
| 件 | 上 数        | 5件    | 14件   | 34件   | 27件           |
| 内 | 高齢者        | 5件    | 12件   | 32件   | 25件           |
| 訳 | 障害者        | 0件    | 2件    | 2件    | 2件            |

#### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数<br>(累計) | 後見受任者数 | 法人後見<br>支援員<br>(実働数) | 日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数) |
|--------------|--------|----------------------|------------------------|
| 36人          | 0人     | 0人                   | 0人                     |

(2020年2末日時点)

#### 3. 事例のポイント

#### ▶後見ニーズの急増

2015年4月から社会福祉法人等に委託し地域包括支援センターを4箇所増設。民生委員や専門職から介護保険の申請や権利擁護支援に関する相談件数の増加に伴い、2014年度まで0件だった市長申立件数が2015年度に3件となり、以後申立件数が年々増加傾向となっている。

#### ▶中核機関の体制

- 中核機関は2020年4月から市と社会福祉協議会で担い、市では庁内連携(高齢福祉課と障害福祉課)を実現。
- 1つの協議会で2つの機能(「成年後見制度利用促進連携協議会」と「消費者安全確保地域協議会」)を持つことで、警察との連携を深める。
- NPO法人とりで市民後見の会が主催し、市民 後見人養成講座やフォローアップ研修の開催、 法人後見を受任。

# 既存機関の活用

取組

アセスメン・

相談受付の工

天 受任調

推見人候補

相談・支援

補助・保佐

任意後見制部

#### Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

| 時 期          | 概    要   |  |  |  |  |  |
|--------------|--|--|--|--|--|--|
| 2014 (H26) 年 | 社会福祉協議会が「権利擁護における仕組みづくり検討委員会」を主催し、司法・福祉・行政関係者による有識者委員会を立上げ。サポートセンターの設置について<br>検討。  |  |  |  |  |  |
| 2016 (H28) 年 | 社会福祉協議会に「成年後見サポートセンター」を設置。<br>医療・福祉・司法のネットワーク構築のために「成年後見制度等利用推進連絡会」<br>を設置・開催。行政(高齢福祉課・障害福祉課)、地域包括支援センター、介護支援<br>専門員、成年後見サポートセンター、NPO法人とりで市民後見の会等が参画。 2、<br>3ヶ月に1回程度開催し情報交換等を実施。 Point 1 |  |  |  |  |  |
| 2017 (H29) 年 | 成年後見サポートセンターにおいて「市民後見人養成等あり方検討会(第三者委員<br>会)」を設置。(水戸家庭裁判所にオブザーバー参加依頼)   |  |  |  |  |  |
| 2018 (H30) 年 | 「成年後見制度利用促進審議会条例」制定。<br>検討会で議論した結果に基づき「市民後見人養成講座」を実施。 Point 2<br>(36名受講10名加入)  |  |  |  |  |  |
| 2019 (H31) 年 | 4月成年後見制度利用促進審議会条例施行。 Point 3 審議会開催。(年6回程度)   |  |  |  |  |  |
| 市長申立件数<br>推移 | 2014年     2015年     2016年     2017年     2018年     2019年 (2月現在)       0件     3件     5件     14件     34件     27件  |  |  |  |  |  |



#### **POINT**



市長申し立てが増加する中、司法・福祉・医療 専門職等の連携の必要性を感じたことから成年後 見制度等利用推進連絡会を設置しました。弁護士 会・司法書士会・行政書士会・社会福祉士会に対 して推薦を依頼。消費生活センター、病院相談員 に対して趣旨説明を実施し、連絡会メンバーに加 わってもらいました。

- 高齢福祉課だけでなく、障害福祉課とともに庁 内で連携することにより連絡会を設置しました。
- 成年後見制度を活用すべきかどうかを実際のケースについて検討する場となり、弁護士・司法 書士等専門職と検討することができるようになりました。



#### Point 2

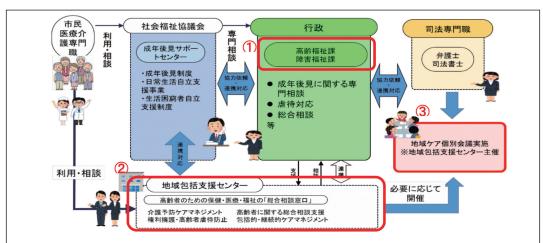
「市民後見人養成講座」の開催目的は、修了者による市民後見人の個人受任ではなく、NPO法人とりで市民後見の会の活性化及び法人後見受任の充実とし、対象者は市内在住の一般市民かつNPO法人とりで市民後見の会になるべく加入できる方としました。



「成年後見制度利用促進審議会条例」制定を、 高齢福祉課の重点業務として位置付け、市基本計 画策定における法的根拠を明確化しました。また 中核機関を社協に委託するにあたっての法的根 拠・財源の根拠を明確化するために条例を制定し ました。

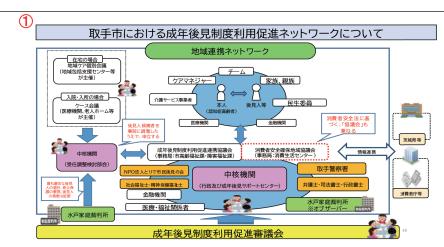
#### **Ⅲ.** 取手市における体制の特徴について

#### 1. 成年後見制度につなげるための相談支援体制



- ① 高齢福祉課と障害福祉課により庁内連携しています。
- ② 相談は市民からよりも専門職から地域包括支援センターに相談が入ることが多いです。包括が最初から関り、ケースをスクリーニングしています。
- ③ 必要に応じて司法の専門職、市役所の高齢、障害の担当、社協が参加して、地域ケア個別会議を実施しています。ここで成年後見の必要性を検討することが取手市の特徴といえます。

#### 2. 広報機能の充実(広く住民への周知+個別ニーズへの周知)による効果



- ① 専門多職種による地域ケア個別会議は、成年後見制度の利用が必要なケースが適切に判断される仕組みとして機能しています。
- ② 成年後見制度利用促進連携協議会(事務局:市役所)と消費者安全確保地域協議会(事務局:消費生活センター)が協働。協議会を作ることによって、消費生活センターはもとより警察との連携もより一層深めることが出来ます。

\*\*URL https://www.caa.go.jp/policies/policy/local\_cooperation/system\_improvement/network/

#### 3. 関係多機関・多職種との関わりにおける特徴

#### ■立ち上げ・体制整備において

#### 立ち上げの際の裁判所との連携について

当初、市町村長申立における申立書類の作り方、 戸籍の見方等もわからなかったため、裁判所に出 向き、申立に関する相談を重ねました。そのよう な中で自治体と裁判所間のつながりができ、市民 後見人養成あり方検討会のオブザーバー参加を機 に審議会等へもオブザーバー参加してもらうこと ができました。

#### ■支援機能において

#### 多様な後見の担い手の育成支援(社会福祉協議会 とNPOの法人後見)

当初は後見の多くは社協に依頼していましたが、 受任件数の増加が、社協の相談支援の負担となり ました。後に「NPO法人とりで市民後見の会」 との連携、市民後見人の育成(NPOへの登録) が強化されました。登録者には議員や専門職も含まれており、また市からNPOに対して一部助成を行っていることについても家裁から認識されているため、法人後見において市民後見人養成研修終了者に活躍いただける環境が整いました。

#### ■協議体の設置について

#### 「消費者安全確保地域協議会」と「成年後見制度 利用促進連携協議会」を兼ねた協議会

「消費者安全確保地域協議会」の設置については、社援局からの通知※が来てから初めて調べ始めましたが、それを自身の地域で活かせると思えるアンテナをもっていたことが重要でした。取手市では、元々消費生活センターとは成年後見制度利用推進連絡会への参加をお願いしたときからのつながりがあったことがアンテナにかかった要因となりました。

#### 担当者より

相談窓口には「成年後見」の相談はほとんど来ません。その相談ケースの課題について、成年後見で担えることがあるかもしれないという視点を持つことが必要といえます。また、成年後見につなぐことによって、ご本人・家族への手続き等の負担はもとより、支援する側の負担の軽減にもつ

ながるケースも考えられるので、 課題によっては、その解決の方 法論のひとつとしての「成年後 見」を押さえておくことが肝要 と思われます。



#### ■参考URL 連絡先

取手市 福祉部 高齢福祉課 0297-74-2141 kourei@city.toride.ibaraki.jp

自治体名 茨城県牛久市 区分 単独・委託(社協)

キーワード センターと別部門での中核機関、計画策定、受任調整、一次相談窓口への研修

#### 計画・中核機関整備を契機にコーディネート機能を充実

#### I. 概要

#### 1. 自治体概要

| 人口              | 85,076人  |
|-----------------|----------|
| 面積              | 58.92km² |
| 高齢化率            | 28.06%   |
| 地域包括支援センター      | 1 か所     |
| 日常生活自立支援事業利用者数  | 28人      |
| 障害者相談支援事業所      | 8か所      |
| 療育手帳所持者数        | 535人     |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 531人     |

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018 (H30) 年度実績)

# 

#### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見  | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|----------|-----|----|----|------|
| 81人      | 67人 | 9人 | 4人 | 1人   |

(2018 (H30) 年12月末時点)

#### ②市長申立て件数

| 年 | <b>き</b> 度 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (8月末時点) |
|---|------------|-------|-------|-------|---------------|
| 件 | 上 数        | 1件    | 0件    | 4件    |               |
| 内 | 高齢者        | 0件    | 0件    | 3件    |               |
| 訳 | 障害者        | 1件    | 0件    | 1件    |               |

#### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数(累計) | (累計) 後見受任者数 |    | 日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数) |
|----------|-------------|----|------------------------|
| 37人      | 2人          | 1人 | 11人                    |

(2018 (H30) 年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

#### ▶地域福祉計画の別冊として

#### 成年後見制度利用促進計画を策定

地域福祉計画中間見直しの時期がきたので、成 年後見制度利用促進計画を合わせて整備すること を市が決定し、地域福祉計画の別冊として成年後 見制度利用促進計画を策定。

#### ▶一次相談事業所向け研修を展開

「一次相談事業所」として包括、障害者相談支援事業所、社協の成年後見サポートセンター等を位置づけ。適切な相談対応、相談ケースの制度利用の必要性判断のため、一次相談事業所に対する研修を展開。

#### ▶成年後見人等候補者調整会議を開催

制度利用が必要と判断され、候補者が不在の場合、「成年後見人等候補者調整会議」にて適切な候補者の推薦を実施。

取組

文援検討アセスメント

相談受付の工

受任調整会議

推獲見人候補者

相談・支援

親族後見人支援

任意後見制度

#### Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

| 時 期          | 概    要  |
|--------------|---|
| 2011 (H23) 年 | 市社協が成年後見サポートセンターを整備(市補助事業)。                             |
| 2012 (H24) 年 | 成年後見サポートセンターにて市民後見人の養成を開始。                              |
| 2018 (H30) 年 | 成年後見制度利用促進計画の策定・中核機関の整備に向けた検討を開始。 Point 1               |
| 2019 (H31) 年 | 地域福祉計画の別冊として、成年後見制度利用促進計画を策定。<br>茨城県内初の中核機関を整備。 Point 2 |



#### **POINT**



国の「基本計画」や「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」等の情報をもとに、成年後見サポートセンターを有する社協と行政で、牛久市における今後の展開について、協議していました。

2018 (H30) 年度、社会福祉課が中心となり地域福祉計画の中間見直しの際に、高齢福祉課の協力の元、地域福祉計画の別冊として、成年後見制度利用促進計画を整備することになりました。





#### Point 2

中核機関委託事業計画では、特に中核機関の役割として、専門職による専門的助言等の支援の確保、協議会の事務局など、地域連携ネットワークの「コーディネート機能」を担う側面が打ち出されました。

#### 中核機関設置前、成年後見サポートセンター ではどんな取組を行っていましたか?

牛久市社協では、市の補助事業として牛久市 成年後見サポートセンターを立ち上げ、成年後 見制度に関する福祉関係者や金融機関等への広 報・啓発や、相談対応、市民後見人の養成とフ ォローアップ、法人後見事業の実施等を行って きました。

中核機関は、コーディネート機能を担う別部 門として市から委託を受けました。同じ社協内

にありますが、成年後見サポートセンターは、一次相 談窓口や法人後見等実務を 担う活動を行っています。



#### Ⅲ. 牛久市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制

社協への委託 により中核機関の整備を行いました。担当者は、市社協の職員2名(うち1名が社会福祉士)です。

「平成31年度成年後見制度利用促進に伴う中核 機関委託事業計画」に基づく業務内容は以下のと おりです。

- (1)地域連携ネットワークの構築事業
- (2)広報事業
- (3)相談事業

別紙3

- (4)成年後見制度利用促進事業
- (5)後見人支援事業
- (6)不正防止効果の取り組みに向けた事業
- (箱物の新設ではなく、事業として委託)

なお、牛久市社協内にあるものの、中核機関と 別部門で実施している成年後見サポートセンター は、相談支援業務(一次相談)、法人後見業務・ 法人後見監督業務、日常生活自立支援事業、支援 員の養成等を担い、中核機関と連携しています。

#### 成年後見制度に関する相談から候補者調整、制度申立てまでの流れ 一次相談事業所は、中核機関事業担当に対し、相談概要の情報主 供資料を提出する。 親族申立 中核機関事業(二次相談) 候補者決定 $| | \rangle$ ェに - ハ・、・刊断 ②制度利用に関する相談対応 ③必要に応じてケー2 会議への# 市長申立※ サポート・チェック機能 チーム支援会議への参加 専門的支援 チームへの専門的助言 他支援、他制力利用 チーム支援会議の参加者は、相談内は に関する必要情報を持ち寄る。 ※本人情報シートの活用もあり ※1 候補者が決定するまでの間、申立人である市担当課は申立て書類の作成を ※2・3 候補者が決定するまでの間、申立人で ある親族に対し、申立て書類の書き方 等の本様を行る 必要時間の試算 2週間程度 2週間程度 2週間程度 2週間程度

#### 2. 一次相談事業所と中核機関(二次相談)の連携

牛久市における中核機関の体制整備の特徴として、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、成年後見サポートセンター等、身近な地域にある相談窓口を、「一次相談事業所」として位置づけていることがあげられます。

一次相談窓口の役割として、地域住民、福祉関係者等からの権利擁護に関する相談に対応し、制度利用の必要性を判断し、必要な場合に、チーム支援会議へ参加すること等が挙げられています。

中核機関は二次相談を担い、制度利用の必要性

1ヶ月程度

のあるケース、困難ケース等について、支援方法 や制度利用の相談に対応しています。

一次相談事業所と中核機関の連携に向け、中核機関では一次相談事業所向けの2日間の研修カリキュラムを実施しました。研修内容は、成年後見

一次相談事業所向け研修カリキュラム

| 1 | Ħ | $\Box$ |
|---|---|--------|
|   |   |        |

| 科目         | 目的              | 内容                            | 時間   |
|------------|-----------------|-------------------------------|------|
| ①成年後見制度    | 国や市が策定した成年後見制度  | ・成年後見制度の概況                    | 20 分 |
| 利用促進計画     | 利用促進計画の内容、中核機関の | ·成年後見制度利用促進計画                 |      |
| と中核機関      | 必要性やその役割について認識  | ・地域連携ネットワーク                   |      |
|            | し、成年後見制度を取り巻く社会 | ・中核機関の役割 等                    |      |
|            | 状況の変化を理解する      |                               |      |
| ②中核機関と一    | 中核機関と一次相談事業所の連  | ・中核機関の概要                      | 70分  |
| 次相談事業所     | 携の必要性について認識し、一次 | <ul><li>・一次相談事業所の概要</li></ul> |      |
| の連携と期待     | 相談事業所として期待される役  | <ul><li>・一次相談事業所の役割</li></ul> |      |
| される役割      | 割を理解する          | ・中核機関との連携                     |      |
| ③成年後見制度    | 成年後見制度の概要を正しく理  | ・権利擁護の必要性                     | 30分  |
| の概要 vol. 1 | 解するため、制度の仕組み、法定 | ・制度の仕組み                       |      |
|            | 後見制度、任意後見制度、後見人 | ・法定後見制度                       |      |
|            | の役割、申立手続きの流れについ |                               |      |
|            | て学ぶ             |                               |      |

制度の概要、成年後見制度利用促進と中核機関の ほか、本人情報シート、事例を通じた実務理解等 が含まれています。2019(H31)年度は20事業所 より59名が参加しました。

#### 2日目

| 科目         | 目的              | 内容        | 時間  |
|------------|-----------------|-----------|-----|
| ④成年後見制度    | 成年後見制度の概要を正しく理  | ・任意後見制度   | 40分 |
| の概要 vol. 2 | 解するため、制度の仕組み、法定 | ・申立手続きの流れ |     |
|            | 後見制度、任意後見制度、後見人 | ・後見人の役割 等 |     |
|            | の役割、申立手続きの流れについ |           |     |
|            | て学ぶ             |           |     |
| ⑤本人情報シー    | 制度申立てに必要な診断書を医  | ・導入経緯     | 20分 |
| F          | 師に依頼する際、医師への情報提 | ・作成者      |     |
|            | 供として新たに活用されること  | ・活用方法     |     |
|            | になった本人情報シートの書き  |           |     |
|            | 方などを学ぶ          |           |     |
| ⑥成年後見につ    | 市長申立てを中心に成年後見制  | ・市長申立ての事例 | 30分 |
| ながった事例     | 度に繋がった事例を紹介し、市長 | (認知症事例)   |     |
|            | 申立てや成年後見制度の利用に  | (障害者事例)   |     |
|            | ついて理解する         |           |     |

#### 3. 成年後見人等候補者調整会議を開催

中核機関が整備されてから、成年後見制度の利用が必要と判断されたケースで候補者が不在の場合、「成年後見人等候補者調整会議」にて適切な候補者の推薦を行う仕組みを新たに整えました。調整の流れは、まず会議で推薦団体を決定し、推

薦団体が候補者を決定・中核機関に連絡するというものです。

候補者調整会議では、専門職団体、行政、社協 等がメンバーとなっています。開催回数は定期開 催が年4回、その他随時開催しています。

#### 担当者より

国の計画で整備する年度も定められており、実施しなければいけない取組です。いずれ行うのであれば、地域の権利擁護支援のため、前向きに取り組んだほうがよいと思われます。

制度を必要としている人の相談・ニーズをしっかり拾い上げられるような体制整備に取り組んでいきたいと考えています。



#### ■参考URL 連絡先

牛久市保健福祉部高齢福祉課 TEL: 029-873-2111

牛久市社会福祉協議会 地域福祉担当 (中核機関)

TEL: 029-871-1295

自治体名 栃木県栃木市 区分 単独・委託 (社協)

都道府県・家裁との関係、市民後見人の養成 キーワード

#### 行政と社協の連携・協力による中核機関の取組

#### 概 要

#### 1. 自治体概要

| 人口              | 160,743人  |
|-----------------|-----------|
| 面積              | 331.50km² |
| 高齢化率            | 30.4%     |
| 地域包括支援センター      | 11か所      |
| 日常生活自立支援事業利用者数  | 79人       |
| 障害者相談支援事業所      | 19か所      |
| 療育手帳所持者数        | 1,413人    |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 907人      |

(2018年度末時点)

(療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳取得者数は2017年度実績)

#### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

|   | 利用者数<br>(合計) | 後見   | 保佐  | 補助  | 任意後見 |
|---|--------------|------|-----|-----|------|
| _ | 190人         | 156人 | 20人 | 10人 | 4人   |

(2018年11月1日時点)

#### ②市長申立て件数

| 年 | 度   | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (8月末時点) |
|---|-----|-------|-------|-------|---------------|
| 件 | 数   | 6件    | 7件    | 6件    | 0件            |
| 内 | 高齢者 | 4件    | 6件    | 3件    | 0件            |
| 訳 | 障害者 | 2件    | 1件    | 3件    | 0件            |

#### ③市民後見人養成状況等

|   | 養成者数<br>(累計) | 後見受任者数 | 法人後見<br>支援員<br>(実働数) | 日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数) |
|---|--------------|--------|----------------------|------------------------|
| _ | 40人          | 0人     | 0人                   | 26人                    |

(2018年度末時点)



#### 3. 事例のポイント

#### ▶行政と社協の協働による中核機関

中核機関の整備の際、国基本計画でいう「協議 会」に当たる「成年後見制度推進委員会」の設置 要綱に市と社協の「協力」を明記し、相互に協力 していく体制を整備。

#### ▶県や家庭裁判所との連携

県内初の協議会(成年後見制度推進委員会)と いうこともあり、県も家庭裁判所も協力的。県と しても栃木市のケースをモデルとして県内に波及 させる考え。

#### ▶市民後見人に対するフォローアップと活躍支援

市民後見人の養成、登録、フォローアップを行 っているが、今後は社協が行う法人後見の支援員 として経験を積み、法人後見から市民後見人への リレーによる受任モデルを模索している。

#### 中核機関立上げのプロセス Π.

| 時 期          | 概    要   |
|--------------|--|
| 2015 (H27) 年 | 成年後見サポートセンターの設立に向け、市と社協との調整・協議、専門職団体との協議。<br>市民後見人養成講座開催の準備。Point 1  |
| 2016 (H28) 年 | 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を実施。成年後見サポートセンターの設置(市社協へ委託)。<br>社協における法人後見体制の構築。<br>各種団体への出前講座の開催、成年後見漫談・シンポジウムの開催。                      |
| 2017 (H29) 年 | 成年後見推進委員会を開催(以後、定期的に開催)。<br>成年後見サポートセンター主催の司法書士相談会を開催(以後、定期的に開催)。<br>成年後見漫才の開催、成年後見制度についての冊子を作成。<br>市民後見人養成講座(入門編)を開催。 Point 2 |
| 2018 (H30) 年 | 市民後見人養成講座(入門編・基礎編)を開催。<br>県担当課長会議、宇都宮家裁等への活動発表。  |
| 2019 (R1) 年  | 「栃木市成年後見制度利用促進計画」策定中。 Point 3<br>市民後見人養成講座フォローアップ研修を開催。  |



#### **POINT**



#### Point 1

先進的な自治体を参考にして、成年後見制度の 相談センターの取組を進めようという思いから動 き始めました。社協も市民後見の取組を検討して いるところでした。



#### Point 2

市民後見人養成講座については、2017 (H29) 年度から実施、2019 (R1) 年度からは市民後見 人養成講座フォローアップ研修を実施しています。 研修内容もバージョンアップを図っています。



2020 (R2) 年度から2024 (R6) 年度の5年間 を計画期間とする「栃木市成年後見制度利用促進 計画」を2020 (R2) 年3月に策定しました。

#### 社協として法人後見を事業化したのは なぜですか?

市からセンター立ち上げの話を受けた当初、 市は相談窓口の設置や市民後見人養成を主な事 業として想定していました。

しかし、社協では、市民から相談を受けるに あたって、「実際に自分たちが後見をやってい

ないのに相談を受けられる のか」という疑問があり、 法人後見を社協の自主事業 として実施しようというこ とになりました。



#### Ⅲ. 栃木市における体制の特徴について

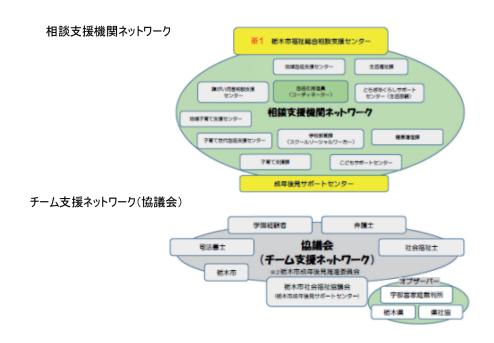
#### 1. 地域連携ネットワークの構築

2016 (H28) 年10月より **「多機関の協働による 包括的支援体制構築事業」** (国のモデル事業) を 実施しています。

相談支援機関ネットワークとして、<u>栃木市成年</u>後見サポートセンターを当該事業の実施主体となる「栃木市福祉総合相談支援センター (\*1)」に位置付けました。これにより、同センター内で情報共有を図り、相談支援機関のネットワーク体制を活用して成年後見制度の利用が必要な市民を早期に発見し、適切に制度利用につなげることとしています。

また、「栃木市成年後見推進委員会」(\*\*2)を地域連携ネットワークの「協議会」として定め、本人の状態に応じた後見活動が行えるよう、学識経験者や専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)や家裁等とのネットワーク体制により、「チーム支援」を行います。

推進委員会の<u>設置要綱において</u>、<u>行政と社協が</u> 連携・協力して事務局を運営すると位置付けました。中核機関は、行政と社協の協働のほうが運営 しやすく、家裁も関わりやすくなるという効果が ありました。



出典:「成年後見制度利用促進計画」(案) より

栃木市の成年後見推進委員会のような取組は県 内初ということもあり、**県や家裁も推進委員会の** オブザーバーになっています。

栃木県内においては、中核機関の設置や市町村 計画の策定がなかなか進まない状況にあることを 踏まえ、県は、圏域ごとに意見交換や広域設置の 検討をするなど、積極的に動いています。県としても、栃木市と相互に協力して取組を進めることでノウハウ等を蓄積し、県内の他の地域における体制整備の取組に活かしていくことを想定しています。

#### 2. 市民後見人の養成とフォローアップ、活動支援

市民後見人の養成については、2017 (H29) 年の入門研修から始まり、2019 (R1) 年度はフォローアップ研修を行っていますが、市民後見人の受任はまだありません。

社協の法人後見で支援員として経験を積み、そのまま、市民後見人にリレーする形を考えています。社協による法人後見の受任件数も非常に増えており、法人後見から市民後見人へのリレー方式を想定し、市民後見人の養成は必須と考えています。また、社協の法人後見だけではなく、各専門

職団体の持っているケースもリレーでできるよう になることを想定しています。

現在、15名の市民後見人登録者がいますが、登録をしてもすぐに受任できるわけではないため、登録者のモチベーションを下げず、研鑽を深めるためのフォローアップ研修を年4回実施しています。なお、市民後見人の推薦や受任等に関しては、フォローアップ研修内の同行実習、法人後見の支援員としての実務を評価し、評価結果を数値化して判断してはどうかという検討をしています。

#### 担当者より

成年後見制度は、専門的な要素が多いので、専門職の知恵を借りることが必要になりますが、研修会では、「法律の専門職とどうやったら、つながりが持てますか」といった質問が出ます。当市の場合、委員会や司法書士の専門相談などで、ほぼ毎月会うことができますので、そこからつながりがつくれます。自らアクションを起こしていくことが必要だと思います。

地域の専門職や民間企業など、地域の様々な関係者・関係機関と関係を持っていくことが重要であると考えられます。

成年後見制度については、今までは専門職が担っていたこともあり、話がしにくいという印象がありました。社協が相談対応や法人後見をするよ

うになってからは、専門職も含め、関係機関と連携しやすくなり、制度につなげやすくなったと感じています。



#### ■参考URL 連絡先

栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア課 TEL: 0282-21-2239

●栃木市成年後見サポートセンター

TEL: 0282-22-4501

http://www.tochigishi-shakyo.or.jp/chiiki/seinen.html

自治体名 群馬県渋川市 区分 単独・直営

キーワード 成年後見制度利用促進条例 直営 地域共生型地域包括ケアシステム

#### 地域共生型地域包括ケアシステム構築に向けた条例制定

#### I. 概要

#### 1. 自治体概要

| 人口              | 77,477人  |
|-----------------|----------|
| 面 積             | 240.3km² |
| 高齢化率            | 33.7%    |
| 地域包括支援センター      | 8か所      |
| 日常生活自立支援事業利用者数  | 86人      |
| 障害者相談支援事業所      | 8か所      |
| 療育手帳所持者数        | 680人     |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 515人     |

(2018 (H30) 年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は同年度実績)

# 

#### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

| 利用(合 |    | 後見   | 保佐  | 補助  | 任意後見 |
|------|----|------|-----|-----|------|
| 26   | 1人 | 212人 | 33人 | 13人 | 3人   |

(2018 (H30) 年12月末時点)

#### ②市長申立て件数

| 年 | <b>き</b> 度 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (8月末時点) |
|---|------------|-------|-------|-------|---------------|
| 件 | 上 数        | 4件    | 6件    | 6件    | 1件            |
| 内 | 高齢者        | 3件    | 5件    | 5件    | 1件            |
| 訳 | 障害者        | 1件    | 1件    | 1件    | 0件            |

#### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数 (累計) | 後見受任者数 | 法人後見<br>支援員<br>(実働数) | 日常生活自立支援<br>事業生活支援員<br>(実働数) |
|-----------|--------|----------------------|------------------------------|
| 0人        | 0人     | 0人                   | 0人                           |

(2018 (H30) 年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

#### ▶「小さく生んで大きく育てる」中核機関

2019 (R元) 年9月、渋川市による直営の<u>「渋</u>川市成年後見サポートセンター」を開設(市庁舎・高齢者安心課内)。主な業務内容としては、広報・普及啓発、相談、申立支援を実施。

#### ▶利用促進条例を制定、直営の中核機関を

#### 置くこと等を明記

「渋川市成年後見制度の利用を促進するための 条例」(2019(R元)年10月施行)において、地 域連携ネットワークの中核的な役割を担う機関を 高齢者安心課に置くことを明記。

#### ▶成年後見制度活用検討ガイドの作成に向けた検討

適切な制度の申立や支援者の負担軽減につなげるため、「渋川市成年後見制度活用検討ガイド」の作成に向けて検討中。

取 組

アセスメント

制度との連携設受付の工芸

叉任調整会議

推薦とは「一種の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係している。」といる。

相談・支援

補助・保佐る

任意受見削まれている。

個人情報の

都道府県等

当事者団体と

連携順気体と

#### Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

| 時 期                | 概    要  |
|--------------------|---|
| 2019 (H31) 年<br>4月 | 「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するため、市の組織機構の見直しを行い、地域包括ケア課、高齢者安心課を設置。           |
| 同年5月               | 専門職団体(日本司法書士会連合会)の呼びかけにより、渋川市で成年後見制度利用<br>促進に関する意見交換会を開催。 Point 1 |
| 同年9月1日             | 高齢者安心課内に「渋川市成年後見制度サポートセンター」を開設。                                   |
| 同年10月1日            | 「渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例」施行。渋川市成年後見制度サポートセンターを中核機関として位置付け。 Point 2 |
| 2020 (R2) 年<br>2月  | 渋川市成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)を策定予定。                                    |



#### <u>POINT</u>



意見交換会は、日本司法書士会連合会の主催により開催され、県内の市町村や社協、専門職のほか、家庭裁判所、厚生労働省、先駆的な取組を行っている自治体(全国で初めて利用促進条例を制定した埼玉県志木市)なども参加して行われました。

渋川市では、もともと成年後見制度利用促進基本計画の策定について検討を進めていましたが、こうした意見交換会の開催により、条例を制定し、 権利擁護支援の推進を市の責務として明示しつつ 取組を進めていくべきであるとの機運が盛り上がり、利用促進条例の制定や中核機関となる渋川市成年後見制度サポートセンター(以下「サポートセンター」といいます。)の設置につながっていきました。



#### Point 2

利用促進条例には、「市の責務」「関係者の努力」「計画の策定及び審議会の設置」「中核機関の設置」等について盛り込まれています。この条例の制定により、庁内の分野を超えた連携も進めることができました。全ての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるための地域共生社会の実現に向けた、地域共生型地域包括ケアシステムの構築の一層の推進を図ろうと考えています。

今までも、地域包括支援センターなど、 権利擁護の相談をうける窓口は存在して いたかと思いますが、成年後見制度サポ ートセンターの開設により、変化したこ とがありますか?

サポートセンター開設前は、成年後見制度に 関する相談は、月に1~2件程度でしたが、今

は月10件程度の相談が入っています。それだけ、市 民が公的な相談窓口を必要 としていたのだと感じてい ます。



#### **Ⅲ.** 群馬県渋川市における体制の特徴について

#### 1. 中核機関の体制・事業内容等 ~小さく生んで大きく育てる~

中核機関であるサポートセンターは、渋川市の 直営であり、直接の担当は、高齢者安心課となっ ています。人員体制としては、同課の課長がサポートセンター所長を兼務しており、その他に同課 の職員3名がサポートセンターの職員を兼務して います。

主な事業内容は、以下のとおりです。

#### ①相談支援

本人や親族・関係機関(病院・福祉施設・障害者施設等)から成年後見制度に関する相談を受け付けます。

#### ②申立支援

成年後見制度の利用が必要な方に、申立 手続の説明や支援を行います。

#### ③広報・普及・啓発

成年後見制度に関する広報活動や講習会 等の開催を通して、市民や関係機関の職員 に幅広く広報・普及啓発活動を行います。

なお、サポートセンターの開設後には、多くの 人にその存在を知ってもらうため、サポートセン ター開設チラシを作成し、公民館、地域包括支援 センター、社会福祉協議会、在宅医療介護連携支 援センター、障害福祉なんでも相談室、金融機関 等に配布しました。チラシ配布の効果があり、相 談件数が伸びています。市民がより制度につなが りやすい環境が整ってきているものと実感してい ます。

各種事業については、必要に応じて、庁内の権利擁護の関連部局等との連携を図りながら実施しています。高齢者安心課には地域包括支援センターも置かれており、専門的な知識・経験を有する職員も在籍しているため、相談対応に当たって必要な助言を受けるなどしています。また、障害関係の部局との連携強化も図っています。

今後については、国基本計画において中核機関や地域連携ネットワークの機能とされている事項を踏まえ、段階的に、以下のような取組を行っていくことができないか検討しています。

- ・専門職団体の協力を得て、専門相談を実施
- 市民後見人の育成
- 法人後見実施機関の支援

## 燙川市咸年後見制度等

このガイドは、本人を支える福祉事業関係者などが、成年 後見制度や日常生活自立支援事業の利用の必要性を感じた 場合などに、どのように検討を進めればよいかを整理した ものです。



不明な点は、次の連絡先へご相談ください。

【成年後見制度の利用について】

渋川市成年後見サポートセンター (市役所本庁舎1階高齢者安心課内) 月曜日~金曜日(祝日及び年末年始を除く)午前8時30分~

**☎** 0279-25-7196

【日常生活自立支援事業の利用について】

社会福祉法人 渋川市社会福祉協議会

(子持支所内) 月曜日~金曜日(祝日及び年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分 **8** 0279-24-6611

渋川市・渋川市社会福祉協議会

渋川市成年後見制度等活用検討ガイド

#### 担当者より

現在、支援者向けの成年後見制度活用検討ガイ ドを作成中です。このガイドには、制度検討フロ ーチャートやガイドライン、制度に係る調査票を 収録予定です。このようなガイド作成やサポート

センターの開設により、権利擁 護を必要としている人に関わっ ている支援者の連携が進み、負 担軽減が期待できると考えてい ます。



■参考URL 連絡先

渋川市成年後見サポートセンター

TEL: 0279-25-7196

http://www.city.shibukawa.lg.jp/kenkou/fukushi/chiiki/p006859.html

#### 人口

| 自治体名 | 志木市 | 区分 | 単独・直営+一部委託 |
|------|-----|----|------------|
|------|-----|----|------------|

キーワード 専門職との連携、家庭裁判所との連携、親族後見人支援、個人情報の取扱

#### 直営+一部委託による法律職、家裁との連携強化

#### I. 概要

#### 1. 自治体概要

| 人口              | 76,365人 |
|-----------------|---------|
| 面 積             | 9.05km² |
| 高齢化率            | 24.25%  |
| 地域包括支援センター      | 5か所     |
| 日常生活自立支援事業利用者数  | 136人    |
| 障害者相談支援事業所      | 7か所     |
| 療育手帳所持者数        | 436人    |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 625人    |

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)

#### 

#### 2. 成年後見制度の関連状況

#### ①成年後見制度利用者数

| 利用者数 (合計) | 後見  | 保佐  | 補助 | 任意後見 |
|-----------|-----|-----|----|------|
| 93人       | 76人 | 11人 | 6人 | 3人   |

(2018 (H30) 年12月末時点)

#### ②市長申立て件数

| 年 | 度   | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (8月末時点) |
|---|-----|-------|-------|-------|---------------|
| 件 | 数   | 2件    | 3件    | 3件    | 0件            |
| 内 | 高齢者 | 0件    | 3件    | 3件    | 0件            |
| 訳 | 障害者 | 2件    | 0件    | 0件    | 0件            |

#### ③市民後見人養成状況等

| 養成者数 (累計) | 後見受任者数 | 法人後見<br>支援員<br>(実働数) | 日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数) |
|-----------|--------|----------------------|------------------------|
| 233人      | 6人     | 10人                  | 10人                    |

(養成数: 2018 (H30) 年度末時点。) (法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

#### 3. 事例のポイント

#### ▶専門的助言の確保を重視した中核機関の体制整備

直営の志木市後見支援ネットワークセンターを 役所内に整備。一次相談窓口を受けている地域包 括支援センター、障がい者の相談支援事業所から の要請で、法律等専門職を派遣。

#### ▶住民基本情報システムへの登録による後見人支援

住民基本情報システムへ、同意のある後見人情報を登録。後見人支援を適切に実施。

#### ▶センターの周知文書を家庭裁判所から

#### 郵送による後見人支援

後見人を支援している志木市後見支援ネットワークセンターの周知文を家裁へ提出し、文書郵送の際に同封してもらう。この周知により、親族後見人からの相談が増加。

相談受

が工夫

任調整会議

推薦人候補者

相談・支援

補助・保佐

任意会見引き

個人情報(

#### Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

| 時 期                | 概    要  |
|--------------------|---|
| 2012 (H24) 年       | 成年後見支援センターを志木市社会福祉協議会に委託。市民後見人養成。   |
| 2013 (H25) 年       | 市内初となる市民後見人が受任。(以降7件受任)   |
| 2017 (H29) 年<br>4月 | 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例を制定。 Point 1  |
| 2018 (H30) 年<br>4月 | 志木市成年後見制度利用促進基本計画策定。委託を見直し、直営で志木市後見ネットワークセンターを市庁舎内に設置。 Point 2                        |
| 2020(R元)年<br>4月    | 第2次志木市成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画内に一体化して策定。地域<br>共生社会との連動を強化。(12月中旬時点で、パブリックコメント終了) Point 3 |



#### **POINT**



権利擁護の取り組みを推進することは市の役割であると考えている市長の力強い指揮のもと、平成29年4月に全国初の「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定しました。条例では、市の責務の強化(3条)、計画策定(6条)、審議会の設置(9条)、地域連携ネットワークの構築及び成年後見等実施期間の設立に関する支援等(7条)を定めています。



条例に基づき審議会を設置し、計画策定について審議しました。審議会は、学識経験者2名、地域組織の方1名、障がい者支援団体の方1名、法律職2名の計6名で構成、地域組織の方は、町内会の連合会役員の方ですが、市民後見人でもあるため、有意義な協議をすることができました。

審議会には、長寿応援課、障害福祉を担当している福祉課、子ども家庭課の2課も審議会に出席、家庭裁判所もオブザーバーとして加わりました。 全世代型の権利擁護の中核機関を模索していたため、子ども家庭課も出席しています。計4回開催しました。



#### Point 3

第1期計画は、成年後見制度利用促進計画を単体計画として策定しましたが、第2期計画は、地域福祉計画内に章立てを設ける形で一体化して策定しました。このことにより、地域共生社会に向けた取り組みとの連動強化を予定しています。

成年後見制度利用促進の取り組みにより、市役所の関係部署に権利擁護の横ぐしをさし、実践を積み上げてきました。この横ぐしを、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備へと展開していきます。

#### 条例制定の上で、苦労した点を 教えてください。

「地域連携ネットワーク」という言葉を盛り 込むことが、自治体の条例としては初めてのこ とでした。利用促進法だけでなく、国の基本計 画の内容を何度も説明し、法務担当の理解を得

ました。審議会として動向をつかむため、国の専門家会議の傍聴を研修として実施する等の工夫を行いました。





#### Ⅲ. 志木市の中核機関の特徴について

#### 1. 専門的助言の確保を重視した体制整備

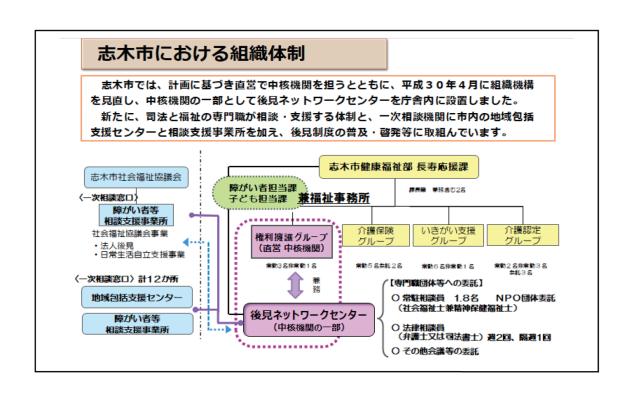
志木市は、直営に加え、様々な専門性のある団体への委託という<u>「直営プラス一部委託」で中核機関を整備</u>しています。

直営部分は、長寿応援課と志木市後見ネットワークセンター(以降、ネットワークセンター)で構成されます。全体のコーディネートを行うのは、直営部分の役割です。令和元年7月からは、一次相談窓口として地域包括支援センターと障がい者等相談支援事業所の計12か所が担い、ネットワークセンターは、一次相談窓口からの要請をうけてチームへの助言を行う法律等の専門職派遣や家庭裁判所との調整などをしています。

専門性のある団体への委託は、志木市にある NPO法人志木市精神保健福祉をすすめる会、弁 護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会と 委託契約を結び、専門的な助言が必要な事案が出た場合などに助言者の派遣依頼を積極的に受けています。このことにより、権利擁護の課題が重度 化する前に早期対応することができるようになりました。

利用調整会議では、主に市長申立て事案について、想定される後見事務から市民後見、法人後見、専門職後見かを決定し、候補者の推薦を受けた結果によって、担当福祉事務所等から申立てをしています。

このような専門的な支援体制を評価されたためか、市民後見人については、令和元年6月にこれまで全てに置かれていた監督人が置かれない、県内初となる市民後見人が選任されました。



#### 2. 住民基本台帳システムへの登録による後見人支援

後見人支援を考えていく上では、後見人を把握 していくことが大切であると考え、志木市は、役 所内の住民基本情報に、後見人等情報を登録でき るシステムを構築しました。

具体的には、役所の窓口で後見人等から登記事 項証明書の提示があった場合などに相談窓口での 同意を得て、後見人情報をシステム登録するとい うものです。この登録をすると、市役所の他の事 務手続きの場合でも、市の窓口担当者に後見人が 選任されていることが分かるようになります。

後見人等が役所に手続きに来ても、成年後見制 度を知らない職員が窓口にいた場合、制度の説明 から始めなければならず、手続き終了まで長時間 待たされるということが、かつてはよくありまし た。既存システムを見直し、成年後見制度にも活 用できるよう構築することによって、待たせてし まうなどの後見人の負担軽減にも活かすことがで きました。

#### 3. 家庭裁判所による周知文書郵送による後見人支援

さいたま家裁にセンターについての周知をして もらっています。「志木市後見ネットワークセン ターで、後見人支援をしていること」提出する報 告書の書き方への支援等を含み、「介護・福祉に ついての相談支援が受けられること」「場所、連 絡先」が書かれた文書をさいたま家裁に提出し、 志木市の被後見人等の後見をしている方々へ、特 に親族後見人に対し家裁が文書を郵送する際に、 同封してもらいました。

その結果、少しずつ後見人支援を行っているセ ンターの存在が周知され、親族後見人からの相談 が入るようになりました。

後見制度利用者の皆さまへ

忠木市長寿応援課長 忠木市福祉課長

#### 志木市後見ネットワークセンター利用のご案内

路外間収入4フトソーマピンター 17800 における は成り、本事の福祉行政に近郊系、ご的かを鳴り、県くお礼中し上げます。 きて、売木事では平成30年4月から<u>赤木事夜所斥舎内1階</u>に「売木事徒見ネットワーラセンター」での前波窓口を開設していますのでご案内いたします。 使見ネットワークセンターでは、財産更要が福祉サービスの契約、利用に関する 相談、アドバイスも行いますので、ご利用いただきますようご案内いたします。

#### 1 相談受付 月曜日から金曜日の午前9時~午後5時(福祉専門職が常駐で対応) 大曜日と金曜日、第1、第3月曜日の午後1時~午後5時 (法律専門職による相談)

※ただし、視祭日、年末年始等により、相談日を変更する場合があ 事前にお問い合わせください<u>。(事前に電話予約された方が優先となります。)</u>

2 相談科等

無料で秘密は守られます。

同封の『**後見ネットワークセンター相談受付票**』の太枠の部分を、分かる 範囲でご記入の上、相談にお越しください。**「後見等関始の審判書」**をお持ち の場合は、コピーを一緒にご持参ください。

後見ネットワークセンター ② 禁 048-456-6021 (ダイヤルイン) メール koken@cityshikilg.jp FAX 048-471-7092

#### 担当者より

高齢化の進展を考えると、早く成年後見制度が 利用できるようにしていかなければ…という意識 がありました。委託で丸投げ状態ではうまくいか ないと考え、庁内で横断的に取り組み、成年後見 制度だけに限らない権利擁護の仕組みに進化させ ていくことを考えています。

必ず取り組むことになる課題 ですから、できる時をとらえて、 全国で一緒にがんばりましょ う!

■参考URL 令和2年4月1日以降連絡先

志木市共生社会推進課 共生社会推進グループ TEL: 048-473-1111

https://www.city.shiki.lg.jp